



幼稚園・保育所・認定こども園など

妊娠から出産まで

子育てについて

幼稚園・保育所・認定こども園など

小・中学校について

ひとり親家庭への手当など

子育て関連施設マップ

各担当窓口電話番号一覧

長崎市内施設一覧

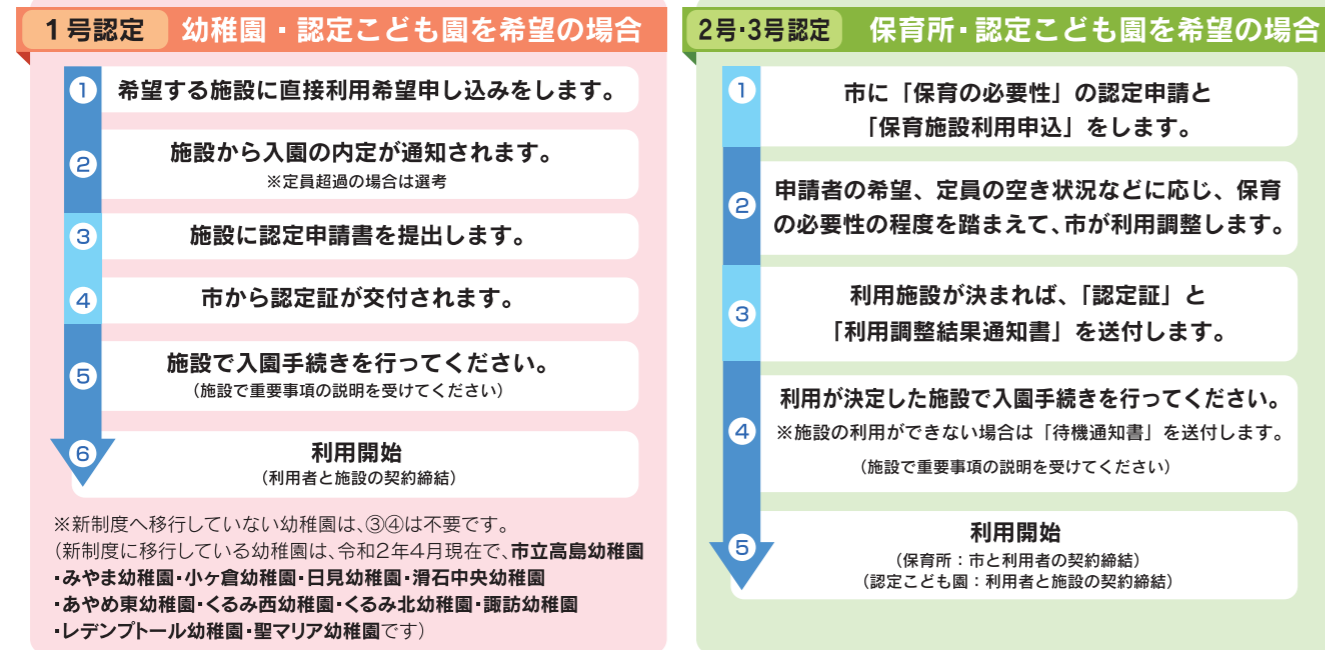
予防接種について

妊産婦歯育て健診協力歯科医一覧

Point!

3 利用手続きの流れを確認しましょう

利用するための手続きは1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。



※申込みの受付期間等は、年度によって異なりますので、1号認定は各施設へ、2・3号認定は幼児課へお問い合わせください。

Point!

4 保育料（利用者負担）を確認しましょう

子ども・子育て支援新制度における保育料（利用者負担）は、国が定める上限額よりも低い利用者負担額（保育料）を長崎市が設定し、子育て世帯の負担軽減に努めており、世帯の所得状況や認定区分で保育料が異なります。また、ひとり親家庭等については負担を軽減しています（市民税所得割額 77,101円未満）。

幼児教育・保育の無償化により、1号認定と2号認定の保育料は0円です。

保育料（利用者負担） (令和2年4月現在)

階層		区分	3号認定(注)		1号・2号認定
1号	2・3号		標準時間	短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も免除)
B	B	市民税非課税世帯	16,000円	14,400円	
C	C				
D1	D1	77,101円未満	24,000円	21,600円	0円 (副食費は実費負担) ※第3子以降は免除
D2	D2	97,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3	169,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4	301,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5	397,000円未満	58,000円	52,200円	
		397,000円以上			

(注) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは3号認定の保育料となります。

多子世帯の負担軽減

3号認定保育料

小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。また市民税所得割97,000円未満の世帯は、満3歳から概ね18歳までの範囲において最年長の子どもから数えて2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

ひとり親家庭等の負担軽減

階層	区分	保育料	
		標準時間	短時間
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	7,500円	6,700円
D1の一部	市民税所得割課税額 77,101円未満	9,000円	8,100円

※2人目以降は0円となります。

減免について

みなし寡婦

ひとり親世帯の父母で（未婚等により）税法上の寡婦（夫）控除を適用できない世帯への軽減措置です。ただし、対象者の課税状況によっては減免とならない場合があります。

その他減免

保護者の収入が著しく減少したこと等（倒産、解雇等）により、保育料の負担が困難と認められる場合は、減免の対象となる場合があります。

副食費（おかず・おやつ代）の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、1号・2号認定の保育料については無償化されましたが、これまで2号認定の保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は、実費（各施設が定める額）を各施設に支払うこととなります。（世帯状況により免除される場合があります。下表をご確認ください。）

なお、3号認定の子どもについては、従来通り給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

階層	区分	1号認定		2号認定	
		第1子 第2子	第3子以降	第1子 第2子	第3子以降
A	A	生活保護世帯		免除	
B	B	市民税非課税世帯		免除	
C	C	非課税		免除	
		48,600円未満			
		77,101円未満			
D1	D1	97,000円未満		免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)
D2	D2	169,000円未満		実費負担 (施設ごとに異なります)	免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)
D3	D3	301,000円未満			
D4	D4	397,000円未満			
D5	D5	397,000円以上			

問い合わせ 幼児課・保育係

☎829-1142